

令和3年12月20日

三次市長 福岡 誠志 様

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会
委員長 有田 雅俊



三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する意見提言

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱(平成21年10月26日、告示第158号)に基づき設置された本検証委員会は、令和3年8月26日以降、「条例に沿ったまちづくりが行われているか」という視点で、市民(事業者を含む)・市議会・市の各立場における条例の運用について、委員の経験等に基づく意見を出し合い、慎重に検証を行いました。

その結果、現時点において条例の見直しは必要ないとの結論を得たので報告します。また、併せて、検証の過程でさまざまな問題点や課題、大事にしたいただきたい視点などについて、委員会の総意として市長に提言します。

市長においては、この提言を最大限尊重し、条例の適切かつ効果的な運用に努め、条例の理念である「市民のしあわせをめざすまちづくり」を更に推進していただくようお願いいたします。

記

- 1 市は、さまざまなまちづくり活動が、本条例につながるものであるということをも市民自らが認識し、まちづくりへの参画がより推進されるよう、広報手段や啓発資料について検討・工夫し、市民に分かりやすい普及・啓発活動に努められたい。
- 2 三次市のまちづくりの未来を担う子どもたちの郷土を愛する心を育むことを目的とした普及活動については、各関係機関と連携しながら継続して実施されたい。また、その結果について、子どもたちをはじめ、市民に広く伝わるように努められたい。
- 3 本条例に係る地域の誇りの発見や地域の情報発信については、市内住民だけではなく、“関係人口”と言われる市外居住者を含めた“市民”自らが行うことが重要であり、その取り組みについて、家庭や地域活動などさまざまな場面を捉えて行えるよう、後押しをお願いしたい。

- 4 まちづくりの推進役である市職員に対しては、本条例について再度熟知する機会を設け、その内容を深く認識し、まちづくりにあたられたい。
- 5 今後においては、検証の年だけではなく、認知アンケート実施による市民啓発を実施するなど、継続的・具体的な取り組みをもって検証し、引き続きさまざまな手法や角度から本条例の認知度や理解度等を把握し、可能な限り数値で示されたい。

○三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会 委員名簿（6名）

- 委員長 有田 雅俊 （三次市住民自治組織連合会会長）
 副委員長 中山 利彦 （三次市商工会議所副会頭）
 委員 喜多嶋秀美 （三次市集落支援員）
 委員 砂川 智子 （三次市広域商工会会員）
 委員 西川 剛 （公募委員）
 委員 矢野 好子 （国際ソロプチミスト三次会員）

○三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会検討経過

回数	開催日	場所	内容
第1回	令和3年8月26日(木) 9時50分～10時45分	三次市役所本館 6階603会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明 ・委嘱状交付 ・今後の進め方について ・委員長，副委員長選出 ・前回検証後の取組状況について
第2回	令和3年10月4日(月) 9時50分～11時	三次市役所本館 6階601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に向けた意見交換 ・中学生まちづくり作文について
第3回	令和3年11月12日(金) 10時～10時45分	三次市役所本館 6階603会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書（案）について
第4回	令和3年12月20日(月) 10時～10時30分	三次市役所本館	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書提出